

淀川ゲートウェイ通航届出書

令和 年 月 日

流域治水課長 様

(届出者)
名 称

氏 名

携帯電話番号等(当日連絡が取れる番号)

	通 航 予 定 日	通 航 方 向	船 種	台数	備 考
行 き	年 月 (日は別途調整) 時 分頃	【下り】 淀川上流 → 淀川下流 【上り】 淀川上流 ← 淀川下流	(台船は幅×長さを記入)		
帰 り	年 月 (日は別途調整) 時 分頃	【下り】 淀川上流 → 淀川下流 【上り】 淀川上流 ← 淀川下流	(台船は幅×長さを記入)		
通 航 目 的					

※記入にあたっては、裏面の「淀川ゲートウェイの通航に関する注意事項」をご確認いただき、下記の口欄にチェックをお願いします。

☐ 「淀川ゲートウェイの通航に関する注意事項」の記載内容を遵守します。

[連絡先]

近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課
〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2-10
電話 072-843-2861 FAX 072-843-0915
受付時間 平日8:30~17:15

淀川ゲートウェイの通航に関する注意事項

【手続きについて】

- 1) 通航希望日の原則 2 ヶ月前までに「淀川ゲートウェイ通航届出書」に必要事項を記入し、FAX、郵送のいずれかの方法で、窓口まで提出してください。なお、FAX 及び郵送の場合は電話にて受付時間中に着信の確認をお願いします。
- 2) 届出書を提出後に、変更もしくはキャンセルが生じた場合は必ず連絡してください。

【船について】

- 3) 通航できる船の大きさの最高限度は、長さ 6 2 m、幅 1 8 m、水面上の高さ 3. 5 m、喫水 2. 0 mでこのいずれかを超えるものは通航できません。
- 4) 動力がついていない船のみでは通航できません。

【日時について】

- 5) 淀川ゲートウェイは、継続して工事を実施するため、利用日は個別調整とします。
- 6) 閘門操作時間は午前 8 時 3 0 分から午後 1 6 時 0 0 分までですが、閘門操作に時間を要するため、必ず日没 1 時間前までに閘室内に入ってください。
- 7) 通航希望日の原則 2 か月前までに届出書を提出していただいても、他の通航状況、閘門設備の点検等により、時間の変更やお断りする場合があります。

【通航について】

- 8) 届出書に記載した通航時間に遅れると他の通航する船に影響するため時間を厳守してください。
- 9) 降雨等により河川が増水して河川流量が規程水量を超える場合は、当日通航できない場合がありますのでご了承ください。（* 特に、当日天候が良くても上流ダム群からの放流による流量増加に伴い、通航できない場合もあります。）
- 10) 閘門出入りにあたっては、通航禁止区域外で待機の上、連絡員の指示のもと通航を開始してください。
- 11) 閘門のゲート開閉待ちの場合を除き、閘門出入り口付近には船舶を係留しないでください。
- 12) 連絡員との連絡手段は携帯電話とし、必ずその指示に従ってください。
- 13) 閘門内では、舵効を保つ程度の速力で、かつ船間距離を十分にとり通航してください。
- 14) 閘門内では、特に水位変動（水位の上昇・下降）等に注意してください。
- 15) 閘門内での停船中は、船舶から離れないでください。
- 16) 閘門内外にある停止線を厳守してください。ゲート開閉中のゲート付近は特に危険なため絶対に近づかないでください。
- 17) 船舶からの油脂類の流出は、水質汚濁の原因となるため、対応に要した費用について請求する場合があります。
- 18) 閘門の出入り口は、通航コースを航行してください。特に淀川大堰・毛馬水門付近は、水の流れが非常に速く危険なため絶対に近づかないでください。
- 19) 船舶通航に関する規制・誘導設備（信号・標識・放送設備）が未整備であることをご了解いただきご利用下さい。

※上記の【通航について】は安全に関わることなので、守っていただけない場合は通航をお断りさせていただきます。

作成：令和 7 年 3 月